



昭和46年 5月号

発行所 東郷町役場
編集人

花づくりりでやさしい心

チューリップ咲く学校

東郷小の児童たち

野にも山にも、まぶしいほどに青葉、若葉が光ってみえます。美しい自然に恵まれた東郷町ですが、いま、東郷小の花だんには色とりどりのきれいな花が姿を見せていてくれます。

そのなかに、児童会飼育栽培部の児童十八人が、昨年の十月から二人の先生の指導で、丹精こめて育ててきたチューリップ百五十本が、見ごとな花を咲かせています。四月十六日、町立養護老人ホームのおとしりを招いて、美しい花を見てもらいました。毎年、老人ホームから竹ボーキをもらって

いるので、そのお礼として、秋にはキクの一人一はち運動で栽培したものを、春には、チューリップつつじなどを見せて、おとしりに喜んでもらっています。

この花づくりは、情操教育の一つとして、PTAの協力で花だんをつくってもらい、そこに四季の花を咲かせ、美しい学校づくりの役立たせようというものです。

そして、児童にやさしい心をもたせ、こん月からはじめる乾布まさとあわせ、心からたをきたえ、学習効果をたかめる、全人教育をめざしているということです。

○……………としておくと便利です……………○
はじめのころは、花だんのなかに足をふみこむ児童もいたようですが、最近では、みんなが大切に

あつが（ように）なった——と日高校長先生は話していました。



チューリップの花をたのしむ

点滴



母の日

立春から指折り数えて、二日は八十八夜、六日は立夏です。▽九日は「母の日」。これは別に決められた祝日ではありませんが、戦後アメリカから輸入した風習です。

お母さんを亡くした人は白、ある人は赤のカーネーションを胸につけて、日ごろのご苦労を慰め、感謝する日です。ふだんはいつも勝手なことばかりしていて、この日ばかり急にあらたまって……と多少気恥ずかしいと思いなながらも、ちょっとした感謝の気持を素直に表現してみる工夫を…。

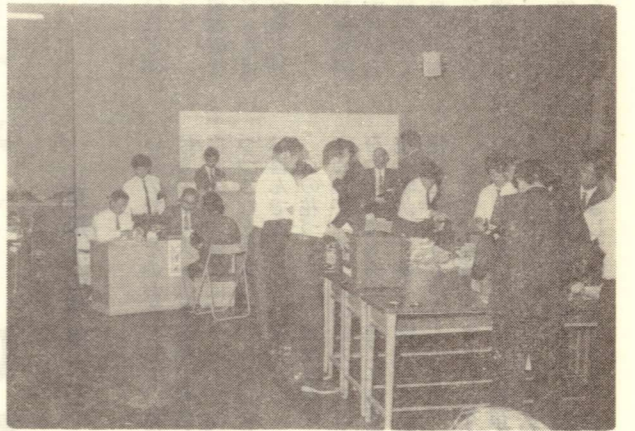
▽ほほをなでていく風にも、どこか初夏の香がします。水ぬるむ候。これからはこどもの水の事故が多くなります。こどもを健やかに育てるために、保護者やおとながじゅうぶん注意するよう呼びかけます。

朝起きて煙草しづかにくゆるせるしづか
がほどはなにも思はず

牧水

小野町長再選

町議18人もそろそろ



四月十八日に告示されて、四月二十五日に行なわれた、東郷町長と町議会議員選挙の結果、町民の代表者としてつぎの方が当選し、二十七日午前十時に、町選挙管理委員会から当選証書が附与されました。

町長 小野 弘(無) 田野 小野 弘(無) 田野

町議会議員

寺原 国義(無) 鶴野内 黒木 利男(無) 寺迫 松原千三郎(無) 羽坂 矢野 貞夫(無) 坪谷 黒木 芳雄(無) 追野内 畝原 昭則(無) 小野田

投票区別投票率(%)

投票区	投票率
1	94.87
2	95.72
3	95.35
4	96.71
5	97.84
6	97.98
7	96.44
8	96.15
9	96.30
10	96.47
11	93.26
12	91.61
13	94.52
町計	95.95
うち	男 95.32
	女 96.48

今回の選挙から、町議会議員の定数が従来の二十人から二人減って十八人となりました。

こどもを健やかに

五月五日の「こどもの日」は、こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝しようという国民の祝日です。日本国憲法は、個人の尊厳と基本的人権の享有の保障を宣言し、とくに児童については未来の担い手として、健やかに成長できることを期待しています。この憲法の精神にのっとり、すべての児童の幸福をはかるため、昭和二十二年十二月に児童福祉法が制定され、さらに二十五年五月五日には児童憲章が定められました。

次代の日本をなす児童の権利を守り、その福祉を増進するため児童憲章が制定されてから、ことは満二十周年を迎えることになりましたので、これを契機として児童憲章に明らかにされている理念を、さらに普及徹底するとともに、国、地方公共団体、関係機関地域社会、家庭などが、この憲章の趣旨を再確認し、協力しあつて児童の福祉をいっそう増進するため「こどもの日」(五月五日)「母の日」(五月九日)を含めた五月五日から五月十一日までの一週間を児童憲章制定二十周年記念児童福祉週間として、厚生省、全国社会福祉協議会の主催により、全国的な運動が行なわれます。

「児童憲章」

われわれは、日本国憲法の精神にしたがい児童に対する正しい觀念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境のなかで育てられる。一、すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。二、すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。三、すべての児童は、適当な栄養

と住居と被服が与えられ、また病氣と災害からまもられる。四、(以下、十二まで)略

健全な青少年育成はあなたのかい家庭から

児童福祉週間は、失なわれがちな児童の福祉を、よりいっそう進めるために全国的にくりひろげられます。

児童福祉の基本法は児童福祉法ですが、はげしい社会の変動と家庭環境などから、児童憲章で定められている児童の権利は、ややともすれば侵されつつあるのが現状です。

すべての児童が人として尊ばれる社会の一員として重んぜられるとともに、よい環境のなかで育てられなければならないことは、児童憲章でもはっきりとうたわれています。

そのためには、社会の改善もさることながら、家庭がその育成の基盤であることを確認して、家庭で正しい知識と愛情と技術によって育てられ、家庭にめぐまれない児童には、これにかわる環境が与えられるなど、児童憲章の精神を普及徹底し、児童の幸福をはからなければなりません。

町民憲章にもあるとおり「家庭を愛し、青少年を健やかに育てよう」

行楽期の交通事故を防ごう

運転は無理せず

例年、四月から五月にかけては行楽期でもあり、交通量の著しい増加に伴って、交通事故がふえてきます。

行楽地へドライブするようなきは、ふだん慎重な運転をするような人でも、とかく無理をしがちであり、スピード違反、追越違反、わき見運転、酒酔い運転、踏切での一時不停止や徐行違反などをし、とにかえしのつかない事故を起こすこととなります。

一、発車前に車の点検整備を完全にしておく。
エンジンやブレーキの調子はよいか、ハンドルにガタはないか、ウィンドシールドはよく作動するか、空気圧は適当かなどについて点検整備を十分しておくこと。また、運転する車の出力、性能、クセなど十分のみこんでおくことも忘れないこと。

二、ドライブの計画に無理がないようにする。

行楽期は、全国的に車が混雑するので、予定どおりに目的地に着くことは期待できません。途中の

休けい時間なども十分計算に入れるなど、余裕をもって出発するようつとめること。

三、心身を最高の状態に保っておく。
前日の疲れや寝不足が残っているときは、途中で居眠り運転を招くなどして人身事故を起こすことになり得ます。こうした状態のもとでは、決してハンドルを握らないようにすること。

四、無理な運転は絶対しない。
酒を飲んだときは絶対に運転しないことはもちろん、いったんハ

ンドルを握ったら、同乗者の生命を預けていることを常に頭に置きスピード違反や無理な追越し、わき見運転など、大きな人身事故の原因となるような違反は絶対しないこと。

また、十分な車間距離を保つよう心がけるとともに、踏切では必ずいったん停止して、左右の安全を確認することを忘れてはなりません。

五、疲れたらまず休む。
運転中に疲れが出てくると、動作が散漫になり、事故をひき起

す原因になります。一般に疲れたときは、居ねわり、耳なり、肩こり、腰痛などの肉体的な自覚があり①視力が減退し、見落し、見誤りをする。②握力が落ちてハンドル操作が不十分になる。③神経の反射がぶくなくなり、とっさのできごとに対応できなくなる。④運転能力の低下を招き、危険な状態となります。連続運転は三時間を限度とし、積極的に休けいするようにつとめましょう。

車の保険は大丈夫?

自賠責保険の期限確認を

最近の自動車事故による死傷者の数は、逐年増加の一途をたどりいまや交通戦争ともいうべき、まことに憂慮すべき事態に直面しています。

自動車事故による被害者の救済は、現下の急務であり、被害者救済制度の中核をなす、自動車損害賠償責任保険の国民生活に果たす役割りはきわめて大きいのです。国もその重要性にもとずき、その六割を再保険しています。

この制度は、発足以来十五年を経過し、国民生活に深く定着したとはいえ、一部にはこの保険制度の給付内容、利用方法などについての周知、徹底が不足し、ために

被害者救済に欠ける面が見えられます。また、この制度は被害者救済を万全にするため、全車種について加入を強制していますが、一部には無保険自動車も運行され、とくに原動機付自転車に目立ち、増加の傾向にあります。

無保険者による事故は、被害者だけでなく、加害者も賠償責任に悩む悲惨な状況に追いこまれることとなります。

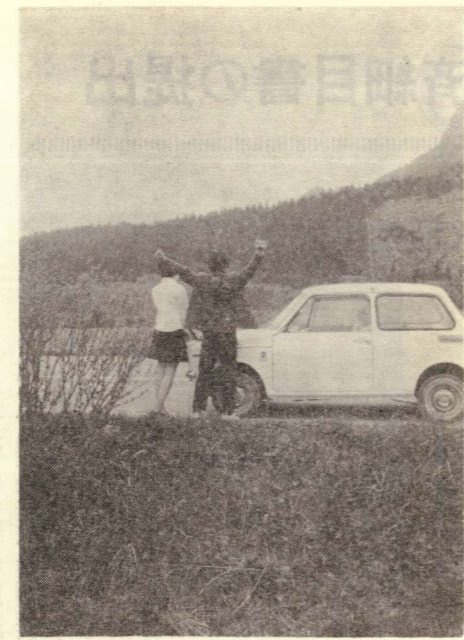
これは、自動車損害賠償制度の基盤をゆるがすものであり、無保険車の絶滅は、この制度の確立のため不可欠の要件です。

このような現状に対処し、被害

者救済の強化をはかるとともに、自動車損害賠償責任保険の健全な運営を確保するため、次のとおりこの制度の加入促進のための強調週間を設け、国民一般、とくに若年層に重点をおいて普及、啓発をはかることにしています。

実施時期
昭和四十六年五月九日から十五日まで

あなたの車の保険は、期限がきれていませんか。事故がおきてからでは間にあいません。いまいちど、車の保険証を調べてみてください。



疲れたらまず休む



共済細目書の提出

水稻は6月30日まで

町では、農業災害補償法に基づいて、農作物共済、畜産共済および家畜共済を行なっています。町は、農業共済事業条例を定めて、風水害、病虫害などで生じた共済事故には、加入者に共済金を交付することとしています。加入者は、この条例の定めによって、共済掛金のうち、加入者負担共済掛金を町に納付しなければなりません。そのためには、あらかじめとっておかなければならぬいくつかの手続きがあります。その一つに、農作物共済の共済細目書の提出があります。

農作物共済加入者は、毎年きめられた期日までに、町長に共済細目書を提出しなければなりません。その期日は、水稻が六月三十日までです。

この共済細目書は、共済掛金の



昨年の長雨による水稻穂発芽

額を算定する基礎になり、これに基づいて損害評価決定をし、共済金を支払いますので、欠くことのできない重要な届書です。

細目書の用紙は、後日組合長を通じて各農家に配布します。指定した期日までに提出されるようにおねがいします。

昨年は長雨による穂発芽などで四六割の減収となり、加入者には一千二百六十九万円の水稻共済金が支払われています。

林業を一生の仕事に

第17回全国林業青年技術交換会に出席して

田野 三浦 寿光

三月三日から三日間、東京都内の日本青年館において全国林業青年技術交換会が開かれました。

全国から九十四人の青年が集まり、第一日は林業経営、造林、特殊林産、グループ活動、青年の山活動の五部門十班に分かれ、個人発表を行ないました。

二日目は、前日に引続き自分たちの経営内容を発表し、共通点や問題点などを研究し、討議を行ないました。

討議で最も考えさせられたことの一つは、商品生産林業についてです。従来の素材生産だけに頼らず、商品を生む山づくりへ脱皮飛躍していかねばならないことを強く感じました。

つきに討議の中からわたしが学んだ幾つかをご紹介します。思い

タンパク食品を

農家の衣食住は面目を一新したといわれていますが、よく考えてみると食生活は米食一辺倒の旧態依然たるものがあり、脂肪、ことにタンパクの摂り方はいじりしく欠けていると思います。

タンパクというと、肉や魚を思い浮かべますが、農家のばあい、このほかに入手しやすいタンパク源、ダイズや卵があります。ダイズは消化のよい加工品、つまり、糸引納豆、豆腐、油揚げなどとして利用するといでしょう。

卵を得るためには、現金支出を控える農家では、羽の鶏を飼うことをおすすめします。

肉や魚ももちろん利用すべきですが、高い肉をチョッピリよりも安い季節の魚をたっぷりとするようにしたいものです。

ともあれ、タンパクききんにおちいらぬよう心がけたいものです。

十年もかかって育てあげた木材です。少しでも手取りが多くなるように、販売の仕組みも今後わたしたちが解決していかなければならない大きな課題の一つです。

研修の三日目は全体会で、班別代表者の発表、総評、記念講演などが行なわれ、全日程が終了しました。わずか三日間ではありましたが、これからの多難の世の中にどう生きてゆくべきか、心の悩みを解決する方向がばく然とながらわたしたしにみつげられたと思います。

今後は林業のおかれている立場を自覚し、わたしたち山村に生きる者に与えられた使命であり、役割である自然の緑と水、そして新鮮な空気を国民に与えるという誇りを持ち、自然を愛し、林業を一生の仕事として頑張ってゆきたいと思っています。

(林業グループ瀬越会会員)

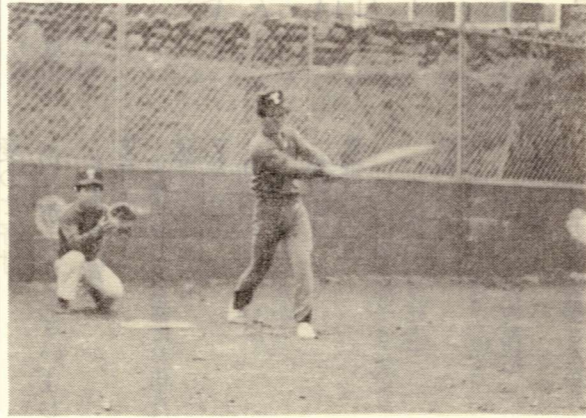


ソフトボールで 県体出場

五月二十三日から二十五日までの三日間、延岡市を中心に開かれる第二十五回県民体育大会のソフトボール一般の部に、役場チームが東旧群代表として出場することになり、ただ今猛練習中です。

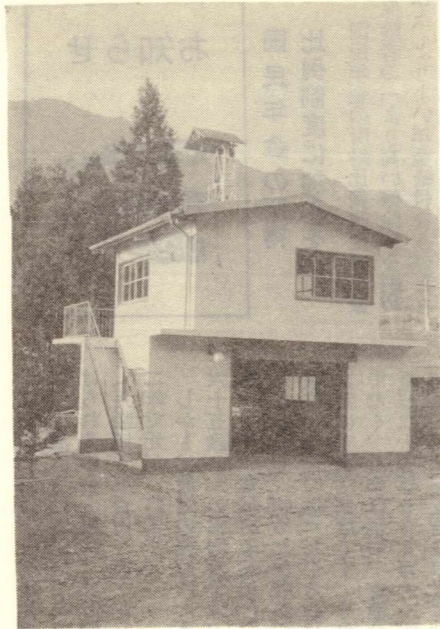
この大会の郡予選は、東郷町をはじめ門川町、西郷村、北方町の四チームが出場し、四月十八日に東郷町営グラウンドで開かれ、東郷町は北方町を十五対四、西郷村を九対三で破り、県体出場権を獲得しました。東郷町からソフトボールで県体へ出場するのは初めてのことです。

県体の試合は、五月二十三日と二十四日に日向市内で行なわれます。



近代的な消防器庫

第十一部



このほど、町消防団第十一部の消防器庫が仲深区久居原に新築し竣工式を行ないました。

この消防器庫は、県道日向一丁三ヶ線の道路拡張工事のため、四十六年一月から、移転、新築工事をすすめていたものです。

建物は、一階がブロックづくりで消防ポンプなどを納める器庫、二階は鉄骨づくりで夜警詰所となっています。附属施設として高さ六mの警鐘台がついていて、時報装置をつけたサイレンも取り付けらることにしています。

総工費は七十万円で、延建坪は四〇平方坪です。東郷町では最も近代的な消防器庫ができました。

郷土の神社

塩月 儀市

天神社

越表の八ツ山に鎮座、祭神は大山祇命である、創建は詳かでないが、永祿三年(四一〇年前)に社殿を改築して旧暦十一月二十四日に遷宮式をあげた。爾来この日を例祭日と定めたが大正十五年に社殿を改称して祭礼日を十二月一日に改めた。初めに建立した社殿は天正年間大友氏が日向に侵攻した際兵火にかり宝物、古文書ともに焼失した。

落鹿八幡神社

寺迫の落鹿に鎮座、祭神は神功皇后と清水命である。

仲哀天皇の御代(二五八〇年前)に「熊襲」がそむき、これに呼応して各所に草賊が反して九州地方が大いに乱れた。これを平定するために仲哀天皇が御親征になつて香椎(福岡)の行宮にお出になつたが皇軍利なく、天皇は軍中に崩せられた。よって皇后は諸大臣とはかられ「熊襲」の後おしをされている新羅(朝鮮)を征せられた。この結果「熊襲」は自ら降服し地方の草賊たち皆平定することができ、その後各部落平穏であったので村人たちは皇后の徳に感謝し神亀二年

寺迫八幡神社

寺迫に鎮座の神社である。祭神は仲哀天皇と大原命である。

元祿三年九月起つた山陰百姓一揆は百姓たちの意に反して二十一名の者が磔罪、斬罪、流罪に処せられる悲惨な結末であったばかりでなく、村人たちは長い期間業を休んだため困窮が甚しかった。村人たちは再びかかる悲惨なことがこの後二度と起こらぬよう神の恵みをうけるために、落鹿八幡宮に因んで元祿五年十一月十二日に社殿を建立し八幡宮と崇め奉った。

因みに山陰百姓一揆の際百姓たちは元祿三年九月十九日の夜暗に各部落を立ち翌二十日に寺迫に集結する約束であった。寺迫では餅をついて皆を接待する考えで用意をしていたが、皆が早く到着したので餅をつく時間がなくもち米と餅を一緒にしてついた即ち「つきいれ」を作つてそれで腹ごしらへをして一同うちつれて高鍋藩領へと出発したと言ひ伝えられている。その後長く寺迫ではこの日に「つきいれ」が作られていたが今はその風習はないようだ。

(原文のまま)

お知らせ



国民年金の所得 比例制度に加入を

国民年金の所得比例制度は、被保険者の「より高い保険料を納めて、よりよい年金給付をうけ取りたい」という強い要請に応じて設けられた制度です。

この制度は、定額保険料四百五十円のほかに月額三百五十円の所得比例保険料を納めて、一月につき百八十円の割合で計算された所得比例給付を一生うけることができます。

老齢年金は、二十五年間保険料を納付することが原則ですが、二

十五年間に納付する所得比例保険料の総額は十万五千円であり、うけられる年金の額は、五万四千円（月額四千五百円）です。約二年で元がとれます。

しかも、最近の統計によると、六十五歳の人の平均余命は、男が約十三年、女が約十五年となっています。納めた保険料の額の数倍となって返ってくるわけで、非常に有利な制度です。それだけでなく、このほかに、定額分の年金が二十五年分で九万六千円（月額八千円）が支給されます。

この所得比例制度にぜひ加入しましょう。ただ、高い保険料を払う制度なので、所得のない人や保険料の免除をうけている人は加入できません。加入の手続きは簡単で、町役場の福祉係に備えてある所得比例加入申込書に所要事項を記入してもらうだけでよいことになっています。

愛のご寄付

ありがとうございます

たすけ合い資金

▽金一万円 福瀬出身で東京都にお住まいの海野マサさんから

▽金一万円 日向市にお住まいの浦辺秀吉さんから

▽金一万円 香典返し

▽金二十万円 坪谷の黒木淳子さんから

▽金一万円 夫松美さんの死去

▽金一万円 坪谷の矢野周さんから

▽金一万円 母サノさんの死去

▽金一万円 仲深の川越善美さんから

今月の税金

国民健康保険税第一期
納期限 五月三十一日

定時届を忘れずに

国民年金のうち、無拠出制の福祉年金を受給している人は、毎年六月中に福祉年金所得状況届（定時届）を町長を経由して県知事に提出しなければならぬことになっています。この定時届には、受給権者本人、その配偶者ならびに扶養義務者の前年の所得の状況などを記入することになっています。県では、この定時届の内容を審査して、その年の五月から翌年の

戸籍だより

三月届出分

出生 おめでとう

赤ちゃんの名	父の名	部落
原 田 美 穂	三十四	福 瀬
黒 木 慶 徳	正 毅	寺 迫
河 野 千 幸	輝 幸	越 表
若 杉 康 憲	善 男	仲 深

四月までのあいだ福祉年金を支給するか否かを決定するものです。手続その他くわしいことは後日連絡しますので忘れないように手続を済ませてください。

▽金一万円

(母シゲさんの死去)

▽金一万円

仲深の川越善美さんから

▽金一万円

(父重太郎さんの死去)

▽金一万円

田野の黒田正道さんから

▽金一万円

(母クニさんの死去)

▽金一万円

小野田の都甲哲郎さんから

▽金一万円

(養父甚三郎さんの死去)

死亡

ご冥福を祈ります

氏名 年齢 部落

三 浦 安 治	八 八	鶴 野 内
直 野 吉 之 丞	八 四	福 瀬
塩 月 シ ン	九 〇	仲 深
田 口 モ リ	八 〇	仲 深
畝 原 綱 治	七 一	迫 野 内
小 林 ウ ラ	七 〇	福 瀬
黒 木 修 治	七 〇	寺 迫
山 口 助 太 郎	七 七	仲 深

結婚 おめでとう

氏名 部落

山 床 田	ス 照 エ 子 男	坪 渡 川 谷
高 岩 藤 本	ス 義 マ 子 廣	福 瀬
前 安 畑 藤	リ 清 ツ 子 志	綾 寺 迫
高 前 畑 藤	ス 義 マ 子 廣	福 瀬
黒 高 木 瀬	ミ 博 チ エ 志	寺 迫

人口

46年4月1日現在
()は対前月比

男	3,454人	(-52)
女	3,740人	(-73)
総数	7,194人	(-125)
世帯数	1,768世帯	(-3)